

内灘町議会業務継続計画策定に関する申し合わせ事項

(令和6年6月12日 議会全員協議会確認)

1. 計画策定の目的

大規模災害等の非常時に備え、議会及び議員が迅速に効果的な活動を行うことを目的とし、災害時における議会の組織体制、議員の行動基準等を定めた計画を策定するものとする。

2. 計画の決定

計画は、内灘町議会全員協議会に諮り、議長が決定するものとする。

3. 計画の見直し

- (1) 実施すべき内容や手順の変更、新たに発見された課題が生じた場合は、適切に計画に反映させ、適宜改正を行う。
- (2) 見直しは、議会運営委員会において行い、議長が決定するものとする。

4. 計画の公表

- (1) 議長は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- (2) 前項の規定は、計画の見直しについて準用する。

5. 委任

この申し合わせ事項のほか、計画策定に関し必要な事項は、別に議長が定める。